

令和3年第6回平取町議会臨時会（開会　午前9時30分）

議長

皆様、おはようございます。

只今より、令和3年第6回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は10名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、3番中川議員と4番井澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

1番櫻井です。本日召集されました令和3年第6回平取町議会臨時会の議会運営につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては本日1日間とすることで意見の一致を見ておりませんので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和3年2月分及び3月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しを皆様方のお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。町内事業所における新型コロナウイルス感染について報告願います。副町長。

副町長

はい。それでは、町内事業所における新型コロナウイルス感染についてご報告をしたいと思います。既に新聞等で報道されておりますが、社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染者の発生状況及び対応について報告をいたします。社会福祉協議会では、町が実施をしている社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査助成事業を実施しておりましたが、この度、5月20日に提出しました検体により、翌21日に検査委託先から1名の陽性者の報告があり、町にも結果の報告があったところです。陽性となった職員は町から出向している職員で、むかわ町在住の主にケアマネージャー業務を行っております。本人の聞き取りでは、現在のところ特に症状はないということです。報告を受け町と事業所が協議をして、社会福祉協議会の職員全員、同じトイレを利用している教育委員会の女性職員、また19日に開催されました

地域ケア会議に同席をした町職員等のPCR検査の実施を決定し、5月23日に全員陰性の結果となりました。また、感染した職員の感染前1週間の業務の中で、居宅サービス業者への訪問を実施していたことから、その利用者及び同席者に対して町の保健福祉課の職員が状況の報告やPCR検査のお願いをして利用者本人、同席者を検査した結果、5月24日に全員陰性の結果が確認されました。感染者職員に対し苦小牧保健所による行動履歴の聞き取り調査が実施されまして、社会福祉協議会の3名が濃厚接触者と認定されたところです。社会福祉協議会の事務所内は5月23日に除菌がされ、感染拡大と予防の観点から、訪問介護事業と福祉バス運行事業については24日から28日の期間、居宅介護支援事業については、5月24日から6月4日までは休止となっていますが、それ以外の業務については通常通り行っています。なお、社会福祉協議会としては、今週、再度、濃厚接触者も含めて全員PCR検査の実施をするとの報告を受けています。以上報告をいたします。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

1ページをご覧願います。

議案第1号についてご説明をさせていただきます。

令和2年第8回平取町議会定例会において議決を得ました議案第14号、工事請負契約の締結について、仁世宇川沿線仁世宇1号橋上部工製作工事の一部を次のとおり変更したいため、議会の議決を得ようとするものでございます。請負金額9625万円を705万1000円増額し、1億330万1000円に変更するものでございます。本工事につきましては、昨年9月に着手しておりますが、工程調整の関係で3月に明許繰越をして事業を進捗しております。この度、現場の条件変更等により必要となった仮設工の敷鉄板1078平方メートル、仮設材の運搬186.1トンを增高。さらに工場塗装の下塗り1200平米について増工し、請負契約の額の変更を行うものでございます。この変更につきましては、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、それに基づく建設工事請負約款が改定をされた内容になっており、適切な設計変更について自治体としては必ず実施すべき事項となっていることから、建設工事請負約款18条による変更ということでございます。18条の条文を抜粋し読み上げさせていただきます。条件変更等第18条第1項受注者は、工事の施行にあたり、次の各号のいずれに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。第1号、図面仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。2号、設計図書に誤謬または脱漏があること。3号、設計図書の表示が明確でないこと。省略させていただきまして、第2項に移らせていただきます。監督員

は前項の規定により確認を請求されたとき、または自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上直ちに調査を行わなければならないと規定しております。第3項におきましては、発注者は、受注者の意見を聞いて調査の結果を取りまとめ、その結果を受注者に通知しなければならないと規定しております。第4項に移りまして、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより設計図書の訂正または変更を行わなければならぬとされておりまして、その第1号に第1項第1号から第3号までのいずれに該当し、設計図書訂正する必要があるものは、発注者が行うと規定しております。第5項に移りまして、前項の規定により、設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は必要があると認められるときは工期もしくは請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないという規定に基づきまして変更をするものでございます。

以上、工事請負契約の変更につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号、損害賠償額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第2号、損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

損害賠償額の決定について地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。本件は、今月19日に開催しました総務文教、産業厚生合同常任委員会に提出しご審議をしていただきました議件であります。第4期中山間地域等直接支払交付金事業実施中において、町担当者による業務誤処理及び説明対応に不備があったことから、町の対応への不信感を抱かせてしまい、損害賠償の相手方である個人に対して損害を与えてしまったため、賠償金を支払うものであります。損害賠償をする相手方でありますが、平取町字旭在住の個人であります。損害賠償額は83万2708円となります。

以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、損害賠償額の決定について原案のとおり可決しました。

日程第7、報告第2号、専決処分報告についてを議題とします。

専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長 報告第2号、専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書52ページをお開き願います。

令和3年度平取町一般会計補正予算について専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。54ページをお開き願います。

令和3年度平取町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによるとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億9732万2000円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。それでは、歳入歳出予算、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、58ページをお開き願います。

1款1項1目議会費24万5000円を追加したものです。10節需用費、印刷製本費8万8000円の増額、11節役務費、広告料12万5000円の増額、13節使用料及び賃借料3万2000円の増額です。本補正につきましては、5月9日に逝去されました藤澤議員の葬儀にあたり、平取町議会議員会の申合せ事項により議会葬として地元自治会と合同で執り行われたことから、葬儀式次第やお悔やみ広告、会場使用料などの葬儀にかかる費用分を補正したものであります。支出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、57ページをお開き願います。

20款1項1目繰越金、1節繰越金24万5000円の増額です。これは只今歳出でご説明したとおり、故藤澤議員の葬儀にかかる費用でありまして、その補正財源については、前年度繰越金を充当したものであります。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。本事案につきましては、その対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により5月12

日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき、その後に開かれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、報告第2号、専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第7、報告第2号、専決処分報告については報告どおり承認しました。

日程第8、議案第3号、令和3年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、令和3年度平取町一般会計補正予算第3号につきましてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

令和3年度平取町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ4449万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億4182万円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので9ページをお開き願います。

上段、2款1項1目一般管理費398万2000円を増額するものです。

10節需用費、修繕料59万7000円の増額です。これは、コロナ禍において各種セミナーへの参加が難しい状況にあることから、ふれあいセンター、中央公民館及び沙流川歴史館などの大規模な集会施設にLANケーブルの敷設やWi-Fi機器などを設置して、町内外で開催される各種ウェブセミナーなどへ参加しやすい環境を整えるものであります。17節備品購入費338万5000円の増額です。これは奈良県立医科大学を中心とする研究グループにより人体に影響を与えない低濃度のオゾンガスでも、新型コロナウイルスの不活化に一定の効果があることが確認されたため、役場やふれあいセンターなどの各施設にオゾン発生機7台を設置し、感染リスクの低減を図るものであります。また、役場庁舎内外で開催される住民参加型の会議などに対応するため、非接触型の体温測定器1台を購入し、住民の安全確保とさらなる感染防止に努める

ものであります。なお、財源につきましては、全額コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、2款1項9目企画費11節役務費、手数料170万8000円の増額です。これは当初予算において6件分の光ケーブル等の増設予算を措置しておりましたが、光インターネットの新規加入や難視聴によるケーブルテレビなどの申請者が増加し、当初予算を上回ったことからブロードバンドなどの光ケーブル等の増設費用を補正するものであります。

10ページをお開き願います。上段、3款1項2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金114万7000円の増額です。これは、感染力の強い変異株による感染が急増していることから、町内の社会福祉施設に対して顔認証検知システム、卓上型体温測定器やサージカルマスクなどの感染症予防対策用品を助成し、施設の運営体制を支援するものであります。なお、財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、4款1項4目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金91万5000円の増額です。これは、新築住宅やくみ取り便槽から浄化槽への改修希望者が増加し、当初予定しておりました設置基数を上回ったことから、新たに5人槽の新築分3基、7人槽の宅内配管分1基をそれぞれ増額し、また、7人槽の単独転換分1機を減額して総額91万5000円を増額するものです。なお、財源につきましては、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金と一般財源の前年度繰越金を充当するものです。

11ページをお開き願います。上段下、5款1項2目農業振興費499万7000円を増額するものです。8節旅費、費用弁償、普通旅費合わせて66万9000円の増額、12節委託料は79万2000円の増額、13節使用料及び賃借料70万3000円の増額です。これは、新型コロナウイルスの影響により都市部から地方に新たな価値を見いだす機運が高まっていることから、アフターコロナ対策として東京、大阪、札幌などで開催される新規就農者相談会へ参加し、農業の担い手確保や移住対策を促進させるため、旅費、広告用ホームページ及び会場使用料など総額216万4000円を増額するものです。なお財源につきましては、全額コロナ交付金を充当するものです。18節負担金補助及び交付金200万円の増額です。これは、4月9日に開催されました農協の通常総会において、町が所有する旧マッシュルームプラント跡地に、新規就農者向けのメゾネットタイプのアパート1棟4戸建設することが承認されたことを受けまして、その建設予定地にある町所有の住宅や物置、D型ハウスなどの普通財産を解体撤去する費用を補正するものであります。21節補償補填及び賠償金83万3000円の追加です。これは、第4期1工事の中山間地域等直接支払交付金の算定において、交付対象農地面積を誤り過少通知していたことから、平成28年度から令和元年度までの4年間に、本来受領することが出来た交付金83万2708円を追加補正するものであります。続いて下段、9款1項2目事務局費502万6000円を増額するものです。10節需用費、消耗品費、食糧費合わせて86万1000円の増額です。これは、地元食材の消費拡大と町内の飲食店を支援するため、平取地産地消の会を通して平取高校

に地元食材を使用した弁当 6 回分を、また平取養護学校には、びらとり和牛や黒豚、野菜などの給食食材 6 回分をそれぞれ提供するものであります。17 節備品購入費 16 万 5000 円の増額です。これは、従来株からほぼ置き換わったと推定される変異株が蔓延していることから、平取義経塾にタブレット付きの顔認証用サーマルカメラ 1 台を設置し、塾に通う生徒たちの安全性を確保するものであります。18 節負担金補助及び交付金 400 万円の増額です。これは新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、親元を離れて暮らす大学生などへの仕送りやアルバイト代が減少し、またオンライン授業によるパソコン購入などの経費が増額していることから、大学、短大、専修学校などに在籍する学生に対し、生活費の一部を支援するものであります。なお、財源につきましては、全額コロナ交付金を充当するものです。

12 ページをお開き願います。9 款 2 項 1 目学校管理費、17 節備品購入費 271 万 7000 円の増額です。これは、国立感染症研究所のデータをもとに北海道が作成した資料によりますと、従来株より感染のしやすさが 1.32 倍となり、また診療時に肺炎以上を有するリスクが 1.4 倍になる感染力の強い変異株が猛威を振るっていることから、平取小学校にタブレット付きの顔認証用サーマルカメラ 1 台を設置し、児童に対する健康管理を強化しクラスターの発生などを未然に防止するものであります。また、新型コロナウイルスの感染防止のため、紫雲古津、二風谷、貫気別の各小学校の職員室に冷暖房用エアコンを設置し、換気の悪い密閉空間を改善するものであります。なお、財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、9 款 3 項 1 目学校管理費、17 節備品購入費 347 万 6000 円の増額です。これも小学校費同様、平取中学校と振内中学校の各職員室に冷暖房用エアコンを設置し、また特に西日が強く授業に影響及ぼす恐れのある平取中学校の 2 年生教室に冷暖房用エアコン 2 台を設置するものであります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。

13 ページをお開き願います。上段、9 款 4 項 2 目公民館費、17 節備品購入費 330 万 7000 円の増額です。これは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中央公民館の団体活動室、第 1 研修室、アイヌ文化学習推進室に冷暖房用エアコンと消毒液スタンド 3 台、会議用のアクリル版などを設置し、新たに会議などの密を避けオンライン会議に参加できる環境を整えるため、プロジェクター 1 台を購入するものであります。また、各種感染症予防対策用品などを衛生的に保管するため、専用の備蓄倉庫 1 基を設置するものであります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、9 款 4 項 3 目文化財保護費、17 節備品購入費 765 万 5000 円の増額です。これは新型コロナウイルスの感染予防対策として博物館、歴史館、工芸館にアクリルパーテーション、アルコール手指消毒スタンドなどを購入し、また来館者の 3 密空間を避けるため、令和 2 年度に設置した音声解説用の QR コードを活用し、スマートフォンやタブレットのない来館者に対し、その再生機器となる

タブレット 10 台を購入するものでありますと併せて団体客などの館内解説時における飛沫感染を防止するため、ワイヤレスガイドシステム 40 台を購入するものであります。また、この中における経済対策の一環として売上げが減少した工芸家を支援するため、博物館展示用のアイヌ工芸品を購入しアイヌの伝統工芸の振興を図るものであります。なお、財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。

14 ページをお開き願います。上段、9 款 6 項 1 目学校給食費、10 節需用費、消耗品 72 万円の増額です。これはびらとり和牛の消費低迷が続いていることから、学校給食の食材として町内の全小・中学校に地元産のびらとり和牛 6 回分を提供し、さらなる消費拡大を図るものであります。なお、財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、12 款 1 項 1 目国民健康保険病院特別会計繰出金、27 節繰出金 884 万 8000 円の増額です。これは地域医療の拠点である国保病院において、院内感染や医療従事者による接触感染などを防止するため、バイオハザードセイフティーキャビネットの設置料や飛沫防止ワークボックスなどの感染予防備品を購入し、また町内において、新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合、医療体制の維持と感染拡大防止のため、病院関係者などの医療従事者 80 名を対象に速やかに PCR 検査を実施するための費用を、一般会計から国民健康保険病院特別会計に総額 884 万 8000 円を繰り出すものであります。なお、財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、7 ページをお開き願います。

上段、14 款 1 項 1 目総務使用料、2 節情報通信施設使用料 5 万 4000 円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、光インターネットの回線使用料やケーブルテレビの設備整備に係る利用者使用料でございます。

続いて下段、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3904 万 2000 円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、新型コロナウイルスの感染予防や経済支援のための各種施策に対して、事業費の 10 分の 1 が交付されるコロナ交付金を見込んだものであります。

8 ページをお開き願います。上段、15 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金 30 万 5000 円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、合併浄化槽の増設分に係る補助金でありますと併せて、事業費の 3 分の 1 が交付される循環型社会形成推進交付金を見込んだものであります。続いて下段、20 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 509 万 7000 円の増額です。今回の補正財源は、使用料や国庫補助金などの特定財源を充当し、さらに不足となる財源については、前年度繰越金を充当するものであります。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。

以上、議案第 3 号、令和 3 年度平取町一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
3 番 中川議員	3 番中川でございます。 1 2 ページの歳出ですけれども、学校関係、中学校のほうですね、話によると職員室には今、平取と振内、それと平取中学校の 2 年生の教室だけにエアコンをつけるということですけれど、なぜ平取中学校の 2 年生だけなのか。 教室が暑いのかどうかわかりませんけども、振内、貫気別の方がもっと暑いような感じがしますけれど、そこら辺どのようなことでこういうふうになったのか教えてもらえますか。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	はい、お答えいたします。平取中学校の 2 年生教室、2 階にあるんですけれども、そこが風の通りがとても悪くて、網戸等をつけてもなかなか風の通りが悪い。それと屋根の照り返しがちょうど入ってきまして、相当夏場になると高温になるということで、以前から学校のほうから何とかならないかということで、要望があったのですけれども、なかなか厳しいこともありますし、今回このような交付金を使いまして、対応できるのではないかということで、しています。他の学校につきましても、昨年度、全部の学校に網戸をつけて換気等、暑さ対策をしております。そこら辺については、何とか窓を開けば対応できるというようなことで、今回平取中学校の 2 年生教室、相当暑くなるところだけちょっと付けさせていただくということで、予算を上げさせていただいております。
議長	3 番中川議員。
3 番 中川議員	それであれば、照り返しが暑いということであれば、これと同時に遮光関係のこととも考えていったほうが良いのではないか、そういうふうに考えてますけれどそこら辺どう考えますか。
議長	教育長。
教育長	お答えいたします。遮光についても十分やっているのですが、私も学校訪問で何度も行っておりまして、夏場に行くと教室内が 40 度を超えるようになってるということで、遮光をするとなかなか風通しも、先ほど課長から言いましたけれども、もともと悪いのですが、それに輪をかけて通気も悪くなるということもありますし、遮光の部分もやってはいるのですが、施設の根本的な、なんというか、そういう設計での照り返しが本当に非常に厳しいということで、

以前からお話をあったんですが、なかなか財源的に難しいということもあって延びるようになっておりました。けれども、今回コロナの関係もあるということで、その部分を改修するということで提案させていただきました。

議長 ほかに質疑ございませんか、5番金谷議員。

5番 5番金谷です。

金谷議員 次ページの4款の衛生費でございますけども、浄化槽の補助金でございますが、先ほど説明はございましたけれども、最近、特に新築が多くなってきてているようでございます。それで改築工事と新築を対象になるということでございますけども、この辺についてはその新築の割合、それから改築の割合についてどのようななかたちの中でやっているのか、それともその対象者の希望者が多ければどういう方法でやっているのか、それについてちょっとご説明お願いしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 只今のご質問にお答えいたします。

割合としましては、今回10件の申込みがございまして、そのうち新築は6件になっております。あとは汲み取りから合併浄化槽へという改修が3件。単独浄化槽から合併浄化槽へという改修が1件という割合になっております。希望者が多かった場合の対応ですけども、当初予算を超えて申込みが今回もありましたけれども、今回はその分補正させていただいております。今後におきましても合併浄化槽への転換を推進していく観点から、希望があればまた補正提案をさせていただきながら追加というかたちで考えていくことを考えております。以上です

議長 5番金谷議員。

5番 5番金谷です。

金谷議員 今、課長のほうから説明がありましたけれども、今年については1か所は希望者が全員当たるということのようですので、そういうふうななかたちの中で、できるだけ、できるようなかたちでお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 答弁はよろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第3号、令和3年度平取町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長

はい、議案第4号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げますので、議案書の15ページをお開き願います。

第1条、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、次に定めるところであります。第2条、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、既定予定額4億2625万7000円に、補正予定額1246万円を減額し、計4億1379万7000円。第2項医業外収益、既定予定額4億3350万3000円に、補正予定額884万8000円を追加し、計4億4235万1000円とし、病院事業収益、既定予定額8億5976万円を合計8億5614万800円とするものであります。支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、既定予定額8億490036万6000円に、補正予定額361万200円を減額し、8億4575万4000円とし、病院事業費用、既定予算額8億5976万円を合計8億5614万8000円とするものであります。

次のページをお開き願います。16ページは、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更と明細ですが、補正予定額は記載のとおりでありますて、説明は次ページからの収入と支出により説明いたしますので省略させていただきます。それでは収益的収入支出の収益的支出から説明いたしますので18ページをお開き願います。

1款1項1目給与費、2節手当195万1000円、3節報酬855万1000円、4節法定福利費195万3000円、1目合計で1245万5000円の追加であります。これは、当初予算では、看護補助業務を3目の経費の委託料で計上しておりましたが、3月に委託業者からの撤退表明があり、4月より看護補助業務者5名を、町の会計年度任用職員として採用したことに伴うもの、及び今後看護補助業務者をもう1名採用したいと考えておりますので看護補助業務者計6名分と、看護師で1名、会計年度任用職員から職員になった者がおりますので、差引きして整理した金額となっております。それと次に下段、1款1項3目経費、2節旅費交通費59万、4節消耗品費198万円、5節消耗備品費292万円、11節使用料及び手数料210万円、17節委託料マイナ

ス 2 3 6 5 万 7 0 0 0 円、3 目合計で 1 6 0 6 万 7 0 0 0 円の減額となります。2 節旅費交通費につきましては、上段で説明しました会計年度任用職員であります看護補助業務者の通勤手当となっております。4 節消耗品費、5 節消耗備品費、11 節使用料及び手数料、17 節委託料の検体検査業務委託料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する事業であります、4月26日開催の議員全員協議会で説明させていただいておりますが、当院における院内感染の防止及び感染拡大防止を目的とし、消耗品費につきましては、現在コロナウイルスワクチンの接種が始まり、接種後の注射器などの医療廃棄物が大量に出る見込みでありますので、感染物廃棄ボックスの購入経費となっております。消耗備品費につきましては、感染予防を目的に飛沫防止ワークボックスパーテーション、非接触型検温計の購入を予定しております。使用料及び手数料は、新型コロナウイルス及びインフルエンザなどの各種感染症の検体検査におきまして使用する安全キャビネットの設置料となっておりまして、検査をする実施者を検体による汚染などから守り、感染拡大防止、安全を確保するものとなっております。委託料につきましては、看護補助業務委託料の減額及び国保病院における医療従事者のPCR検査の実施に係る検体検査委託料となっております。こちらにつきましては、病院を受診していた患者さんなどで、後にコロナの陽性者と判明したときに、接触のあったものについてPCR検査を実施し、安全の確保、院内クラスターの未然防止を目的としたものであります。次に収入についてご説明しますので、17 ページをお開き願います。上段、1 款 1 項 3 目その他医業収益、4 節その他医業収益 1 2 4 6 万円の減額であります。これは、当初予算において、今回の補正予算に関わる財源を医業収益のその他医業収益に求めていたことから減額するものであります。下段、1 款 2 項 2 目他会計負担金、1 節一般会計負担金 8 8 4 万 8 0 0 0 円の追加であります。これは 18 ページの下段で説明しました新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業で、一般会計を通しての収入となるため、一般会計からの繰入金としています。以上、議案第4号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

10番松澤議員。

10番
松澤議員

18 ページの会計年度任用職員と看護補助業務委託料のこと、まとめてお聞きしたいと思うのですけれども、今まで町としては委託をしていたほうが良いという説明を今まで受けきましたが、このようなかたちになったということでの業務委託から会計年度任用職員にするということなのですけれども、変わったことによって費用とか働く方とか入院患者の方にはどのようなことが起こり得るかということをちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

議長	病院事務長。
病院事務長	お答えします。当初予算では委託料としまして、もともと看護補助者の人数8名分予算を組んでおりましたが、今回町の会計年度任用職員として6名分ということで予算計上しておりますので、予算の総額としては大きく減額することになります。それで看護補助者の業務体制についてですが、今現在は町の会計年度任用職員5名、平取福祉会から派遣されております職員が1名おりますので、計6名で実施している状況となっております。それで看護補助業務としては、今6人いて、最低限こう回っていくようなかたちとなっておりますので、看護師長とも協議して今後も、今のところは6名体制ということで推進していく予定となっております。
議長	ほかに。10番松澤議員。
10番 松澤議員	はい、8名から6名になったということで、費用が減るということではなくて8名だとしても、費用は減るということでよろしいでしょうか。人数が減ったからということではなくて。
議長	病院事務長。
病院事務長	お答えします。総額では、会計年度任用職員として採用したほうが委託料よりは下がるということになります。以上です。
議長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なしの声) なければ、以上で質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論ありませんか。 (反対討論なしの声) 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第9、議案第4号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号については、原案のとおり可決しました。 休憩いたします。 再開は10時35分としますのでよろしくお願いします。
議長	それでは再開いたします。 日程第10、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道 課長	<p>本日お配りいたしました、議案第5号をご覧願います。</p> <p>議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>この工事につきましては、5月21日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>工事名、イオル文化交流センター建設工事、工事場所、沙流郡平取町字二風谷228番地、工事概要につきましては、木造平屋延べ床面積556.48平方メートルの新築工事でございます。請負契約につきましては、2億6004万円でございます。請負契約者につきましては、沙流郡平取町字荷菜40番地6株式会社小林組、代表取締役小林史明氏であります。なお、工期につきましては、令和4年2月25日でございます。本工事における入札参加者は、株式会社五十嵐工業、有限会社楠建設、株式会社小林組、日新建設株式会社、以上4社でございます。落札率につきましては96.9%であります。以上で工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手多数です。したがって、日程第10、議案第5号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。</p> <p>日程第11、議案第6号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。</p>
建設水道 課長	<p>議案第6号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>議案第6号、工事請負契約につきまして、5月21日に入札を執行いたしておりますけれども、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を得ようとするものであります。工事名につきましては、二風谷作業場線改良工事補正。工事場所につきましては、沙流郡平取町字二風谷、この二風谷ですけれども、貝澤銘石さんから貝澤貢男さんまでの交差点までの道路でございます。工事概要につきましては、施工延長、L=215.73メートル、幅員W=5.5メートル、全幅で8.0メートルでございます。道路土工一式、排水構造物一式、舗装工一式、縁石工一式、区画線工一式でございます。請負金額につきましては、6578万円でございます。請負契約者、沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締</p>

役五十嵐千津雄氏でございます。なお、工期につきましては、令和3年12月20日までの期間となります。本工事における入札参加者につきましては、株式会社五十嵐工業、有限会社楠建設、株式会社小林組、日新建設株式会社、株式会社平村建設の5社であります。落札率は96.3%でございます。

以上で工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、議案第6号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

日程第12、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書20ページをご覧願います。

平取町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。令和3年専決処分第4号、平取町税条例等の一部改正につきまして、令和3年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものです。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、令和3年法律第7号、地方税法施行令の一部を改正する政令及び省令等が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されるため、平取町税条例等の一部を改正するものであります。地方税法が改正され直接影響のないもの、法令改正に合わせた字句の整理、条項のずれ等については説明を省略させていただきます。それでは本日お配りしました平取町税条例等の一部を改正する条例改正概要により、主な改正点をご説明いたします。1つ目は、個人住民税関係で、個人住民税、住宅ローン控除の適用期限の延長等の改正です。今回の所得税における措置、控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等の対象者についても、適用年の各年において所得税から控除し切れない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものです。2つ目は、固定資産税関係で、令和3年度が固定資産の評価に係る基準年度であり、3年度ごとに改正されている条項について期間等を改正するもので、評価替えにより税

額が急激に上昇することを抑えるための負担調整措置を継続するものと、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるもので。ちなみに平取町では該当はありません。3つ目は、軽自動車税関係で、消費税10%への引上げに合わせた需要変動の平準化に向けた取組として、軽自動車の環境性能割の軽減期間が新型コロナウイルスの緊急経済対策として令和3年3月31日まで延長されていましたが、感染症の状況や経済の動向により令和3年12月、31日までに延長するものです。4つ目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除特例の延長として、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を推進する観点から、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に支払ったものが対象でしたが、特例期間を5年間延長するものです。これらの改正が地方税法の改正も含めた主なものとなりますが、先ほど申し上げたとおり、改正条文の説明は省略させていただきます。施行日は、原則、令和3年4月1日ですが、附則においてそれぞれ施行日が異なっている規定があります。以上で平取町税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、報告第1号、専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第13、報告第3号、放棄した債権の報告についてを議題いたします。

内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第3号、放棄した債権についてご報告いたします。

議案書59ページをご覧願います。

平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄債権についてご説明しますので、別紙の債権放棄調書60ページをご覧願います。放棄する債権の1つ目は、雑排水施設使用料でございます。

債務者4名、10件の債権で、債権額の合計が6万7200円。第14条第1項第5号の要件により住民票が職権消除され、徴収停止の要件によるものが、

債務者 1 名、 1 件 8 0 0 円。第 3 号の要件により時効消滅に係る時効期間経過によるものが、債務者 3 名、 9 件 6 万 6 4 0 0 円でございます。次に、住宅改良資金貸付金元利収入でございます。債務者 2 名、 1 0 件の債権で債権額の合計が 2 4 7 万 3 2 7 2 円です。同条例第 1 4 項第 1 項第 4 号に該当し、担保物権に係る任意競売による売却の全額を債務の弁済に充てた後の債務残債務について債権放棄をする者が 1 名、 1 件 3 6 万 6 2 0 4 円。第 3 号に該当し、債務者が既に死亡していて、相続人のいない債権 1 件、 1 名、 9 件、 2 1 0 万 7 0 6 8 円。次に教職員住宅貸付料でございます。債務者 1 名、 1 件の債権額が 3 万 2 0 0 0 円です。同条同条例第 1 4 項第 1 項第 3 号に該当し、当時空き住宅の教職員住宅に入居しましたが、転出後の住所を転々として居所不明となつたため、消滅時効にかかる時効期間経過によるものです。次に、専用詮使用料でございます。債務者 5 名、 1 8 件の債権で、債権額の合計が 4 9 万 4 6 1 0 円です。第 1 4 第 1 項第 5 号の要件により住民票が職権消除され、徵収停止の要件によるものが債務者 1 名 1 件、 2 3 7 0 円。第 3 号の要件により消滅時効にかかる時効期間経過によるものが、先ほど雑排水施設使用料で説明しました債務者 4 名中 7 件、 4 9 万 2 2 4 0 円となっております。4 つの債権合計が 3 9 件、 3 0 6 万 7 0 8 2 円の放棄でございます。

以上で平取町債権保管債権管理条例に基づく放棄した債権についてご報告いたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第 1 3 、報告第 3 号、放棄した債権の報告について終了いたします。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。

議案 6 件で原案可決 6 件、報告 3 件で報告 1 件と、承認 2 件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、令和 3 年第 6 回平取町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

この後、 1 1 時から議事堂において、議員会、各議連の総会を開催いたしますので、出席のほどお願ひいたします。

(閉会 午前 1 0 時 5 0 分)